

平成28年1月から

国民健康保険制度と介護保険制度、
後期高齢者医療制度等の手続きにおいて
マイナンバー（個人番号）
の記入が必要になります

平成28年1月から、番号制度が始まります。
これからは、個人番号記載欄がある申請書・届出書等に、
あなたのマイナンバーを記入してください。

通知カード

個人番号	0123	4567	8901
氏名	番号花子		
住所	〇〇県■市△△町◇丁目〇番地		
平成10年	3月31日生	性別	女
発行	平成27年10月NN日		■市長

ご自身のマイナンバーは、
「通知カード」や「個人番号カード」
で確認して、ご記入ください。
健康保険証には記載されていません。

申請書等

個人番号記載欄

- 手続きの際は、必ず本人確認ができるものをご持参ください。（運転免許証など）
（代理申請の場合は、代理の方の本人確認（運転免許証など）が必要）
- 代理申請の場合は、委任状又は本人の健康保険証（国保の場合は世帯主の健康保険証）が必要となります。

・ ・ 詳しい内容は、東栄町役場住民課・福祉課へお問い合わせください ・ ・
〈お問い合わせ先 住民課 0536-76-0503 福祉課 0536-76-1815〉